

に広がつたが、その後の養蚕の資料は今のところ見いだせていない。製茶が南山城で特産化して現在に至つたことと対照的である。

(参考)

(一) 東昇「小山捨松の京都府巡回試験と教習—明治二十五年「小山捨松日誌」」

(二) 田辺町近代誌編さん委員会編『田辺町近代誌』一九八七年

(三) 拙稿「南山城における養蚕・製糸長池柞蚕製糸工場」(『城陽市域の地域文化遺産—神社・街道の文化遺産と景観』)京都府立大学文化遺産叢書第六集)

(四) 京都府教育会綴喜郡部会編刊『山城綴喜郡誌』一九〇八年

(三) 田辺中筋家旧蔵歴史資料（資料群四）の絵図からり上げた田辺中筋家旧蔵歴史資料中の二・五・六の絵図について、まとめておく。  
五「綴喜郡旧第八組絵図」には、次のような書き込みがある。

市辺村里程標ヨリ多賀村境迄百九拾九間四分	全 奈島村之内十六町迄 四百三拾四間四分	全 總道迄 四百六拾壹間弐分
全 綴喜郡郷之口村境迄弐千弐百三拾七間	全 久世郡中村境迄 四百弐拾四間四分	全 總道延長百九拾間
奈島村里程標ヨリ多賀村境迄 四百五拾壹間五分	全 市辺村境迄 百八拾五間五分	全 久世郡中村境迄 百三十間
全 同郡觀音堂村境迄 三百五拾弐間五分	全 同郡富野村境迄 三百六拾間五分	全 綴喜郡草内村船渡場迄 八百三拾間
全 總道迄 百拾四間	全 總道迄 百拾四間	県道長延弐百六拾壹間五分

多賀村里程標ヨリ市辺村境迄 三百拾間五分

草内村渡船シ場迄 七百七拾五間

字上之浜県道 五百七拾三間武分

井手村境迄 六百武拾九間五分

相楽郡田村新田迄 三千武百間三分

奈嶋村境迄 五百四八間四分

県道延長 千四拾四間三分

明治拾四年十一月

綴喜郡旧第八組

戸長奥田助太夫(印)

現在の城陽市の市辺と奈島・多賀の里程標を基準にして、そこから近隣の村境や渡船場などへの距離を記している。絵図の凡例でも戸長役場・郵便箱・渡シ場と角柱形をかたどつた里程標が記されている。絵図に描かれている市辺村には、「市辺村ノ新戸長役場 元標」とあり、奈島村には、里程標が記され、多賀村には戸長役場・里程標・郵便箱が記入されている。

さて、この里程標及び元標については、明治六年十二月に太政官四一三号で「諸街道里程取調方法並ニ元標及里程標柱書式ヲ定ム」の法令が出されている。東京日本橋と京都三条大橋の中心を起点、すなわち元標として各府県四達枢要の地への道程の距離調査を命じたものである。測量にあたつては、

麻繩・鎖などを使って、各地の駅・郵便役所・高札場・渡船場等肝要便宜の地までの距離を分割して計測し、基準となつた場所に仮の木製の標柱を建てる。明治八年には、県道管内元標及標柱書式が改定され、同年六月には、道路等級を廃止し、国道・県道・里道を定めている。絵図中でも県道・里道の別が書き分けられている。

さらにこの絵図の年紀である明治十四年四月の布達には、「本府より郡役所へ里程実測定ノ事」として本府すなわち三条の元標から各郡役所までの距離の測定が命じられている。

測定の結果は、久世郡淀までは、三里三一町一間四尺四寸、紀伊郡伏見までは、二里一八町三六間一尺二寸、相楽郡木津駅までは、八里二四町一二間三尺である。そして綴喜郡田辺村までは、六里三三二町四六間五尺四寸で、京都三条から田辺まで凡そ二七・五キロ余りということになる。本絵図は、明治六年の里程標柱をもとに明治十四年三条から府下の郡役所までの距離測定に伴い、それぞれ村政の重要な地点までの距離を各戸長役場が取りまとめたものである。

ところで、現在京都府の元標は、三条烏丸交差点にあり、大正九年（一九二〇）建立の石標が立つ。綴喜郡には五基が現存し、そのうち京田辺市には、三山木村道路元標と普賢寺村道路元標の二基の石柱が残る。

次に六「綴喜郡旧第三組絵図」では、年紀は記さないが、水主村戸長村田善五郎・薪村戸長市川和吉・松井村戸長前川

宗太郎・大庄村戸長沢井文三郎・岩田村戸長中野末吉の各五箇村の戸長名と押印がある。凡例の記号も先に見た絵図とほぼ同じである。図中の書き込みは次のようである。

県道第三等

△綾喜郡岩田村郵便局ヨリ同郡田辺村境迄里程三拾八町貳拾八間

△同岩田村郵便局ヨリ同郡大庄村野尻村境迄里程五町三拾四間  
里道壹等

△綾喜郡松井村ヨリ同郡大庄村県道第三等道路二合ス迄三拾六町五拾間

△同郡岩田村郵便局ヨリ同村渡船場迄里程五町貳拾六間

△同郡岩田村郵便局ヨリ同郡水主村渡船場ヲ經テ同村中央迄三拾五町七間

△同郡岩田村郵便局ヨリ同郡松井村中央迄里程拾六町拾七間

△同郡岩田村郵便局ヨリ松井村ヲ經テ河内国堺迄拾壹町拾壹間  
里道壹等

△同郡岩田村郵便局ヨリ同郡内里村境迄拾壹町拾壹間  
里道壹等

△同郡岩田村郵便局ヨリ大庄村之内西村八小路ヲ經テ同村小学校迄貳拾町五拾武間  
同

△同郡岩田村郵便局ヨリ同郡大庄村郵便箱場迄里程拾三町五拾武間  
同

△同郡岩田村郵便局ヨリ大庄村之内西村八小路ヲ經テ同村小学校迄貳拾町五拾武間  
同

△同郡岩田村郵便局ヨリ大庄村之内西村八小路ヲ經テ同村小学校迄貳拾町五拾武間  
同

△同郡岩田村郵便局ヨリ大庄村之内西村八小路ヲ經テ同村小学校迄貳拾町五拾武間  
同

△同郡岩田村郵便局ヨリ大庄村之内西村八小路ヲ經テ同村小学校迄貳拾町五拾武間  
同

岩田村郵便局より松井村中央までの里程一六町一七間は、図中に描く里程標が松井村中央を示すのであろう。ほかに図中の薪村にも里程標が記されている。

次に「山城国綾喜郡旧第壹組八幡庄里程実測全図 但縮尺六千分之壹・一庄四箇村共」と表題が明記されている。これまで見てきた五・六の地図記号の凡例と近似しているが、前二者が山川などに近世的な絵図様の書き方を残すのに対

△同郡岩田村郵便局ヨリ大庄村ヲ經テ河内国境迄四十三町五拾間

同

△同郡岩田村郵便局ヨリ大庄村ヲ經テ河内国境迄四十三町五拾間  
但し絵図面 六千分ノ壹

但し絵図面 六千分ノ壹

して、図の名称や凡例を二重枠線内におさめ、より様式に則った清書された書き方である。描く範囲は、近世石清水八幡宮領の八幡八郷に加えて、男山の丘陵が南へ続く美濃山・幣原村が描かれている。現八幡市の上津屋・岩田・上奈良・下奈良・内里地区は含まれない。外四郷のうち美豆・生津・際目は、明治元年の木津川付替えで、木津川に隔てられている。

この時淀付近で宇治川・桂川が合流して淀川となっていたが宇治川を分離して木津川と桂川の中間に流路変更したのは、明治二三年頃からである。それ以前は、本図のように木津川を渡り、旧堤防沿いの街道を淀まで進む道が利用されており、本図には年紀はないが、宇治川改修工事以前の地形を示している。

さて、図中には、買屋橋の南、城ノ内町の東側と志水町の南、現松原付近の一ヵ所に郵便局が、常盤道沿いの柴座町付近と橋本北ノ町の二ヵ所に郵便箱場が設置されている。我が国の近代的な郵便制度は、明治四年前島密の建議により全国均一の料金制が導入され、各地に郵便取扱所を設けられた。京田辺市でも明治六年十一月に山城田辺郵便取扱所が開設され、明治七年に郵便役所と改め、明治八年には山城田辺郵便局に改称されている。集配業務の効率円滑化のため同九年全国の郵便路線里程表が作成され、道路整備等により明治十四年に改訂された。先述の明治十四年里程実測に合わせたもので、この三点の絵図は、里程実測及び郵便里程標改定に伴

い作成されたものと考える。